神戸大学基金
外国人留学生 教育支援事業
募金趣意書

神戸大学

募金趣意書

神戸大学が新制大学として外国人留学生を受け入れたのは1949年が最初で、タイからの経営学部への学生をはじめ、総勢8名でした。以降70年余りの間に、総計1万名を超える留学生が本学で学び、神戸での学修・研究と生活の経験を生かし、世界中で活躍しています。

留学生の受け入れには、国際教育総合センター（1993年に留学生センターとして設立）があたり、現在はコロナ禍で様々な業務が停滞していますが、2019年度は約80か国・地域からの約2,000名に対し神戸大学での学修・研究と学生生活の支援を行いました。近年は出身国・地域も広がり、また留学目的も各学術系統に亘るなど、本学における学修や研究への期待の高まりを感じます。本学で学んだ留学生が、ビジネス上、あるいは学術上で活躍するのを見かけることが多くなったのは、非常に喜ばしいところであります。

このような留学生を支援するために、1988年に本学教職員が設立したのが「神戸大学外国人留学生後援会」です。同後援会は留学生への貸付事業や生活支援、そして、奨学金支給を中心とする活動を行ってきております。

一方で、留学経験者と現地日本人卒業生による各国・地域・都市単位の同窓会をはじめ、学外の様々なステークホルダーの皆様から、留学生の支援を目的とするご篤志もいただいています。また、昨今は、各国同窓会をはじめ学外から本学主催の海外でのシンポジウムでの協働、東日本大震災時の援助、コロナ禍での本学附属病院へのマスクの寄贈等、様々なありがたい支援が行われております。

そこでこのたび、さらなる留学生の人材育成と支援のために「神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金」を立ち上げ、留学生への奨学金給付を主な目的として受け入れる窓口とすることといたしました。これまでより大きな規模で、学外からの皆様方のお力も借りて、神戸大学で学ぶ留学生が一層充実した学生生活を送れるよう、「優秀な留学生が安心して神戸で学ぶことができるため」というコンセプトに基づき教育の強化を目指すものであります。国内外の皆様方の様々な思いをこの支援募金を通じて、留学生支援という形に結実させたく存じます。なお、現在の「神戸大学外国人留学生後援会」は奨学金以外の支援事業を中心に継続してまいります。

昨今の国立大学をとりまく財政的な環境が厳しさを増す中、留学生の受け入れを安定的に継続し、また神戸大学が国際社会に果たすべき役割に鑑み、期待に応えて独自の強みを発揮するために、ぜひとも皆様方のお力をお借りして、次世代に向けて留学生への支援を充実させたく存じます。

本募金の使途は、外国人留学生を対象とする下記の事業を予定しております。

１）奨学金事業

優秀な留学生に魅力ある制度として提示し、充実した学修・研究の環境を整えるためには、大学独自の奨学金は欠かせません。奨学金事業はこれまでにも実施してきましたが、学内から集まる資金だけでは不足しており、将来的な奨学金の人数枠、支給額の拡大が難しいため、新たに学外から広く支援を募ります。

２）災害時等の支援事業

阪神淡路大震災や新型コロナウイルス感染症禍などの災害や厄災時等の臨時事業として、留学生への生活支援を行うなど、本学で学生生活を送ることへの不安を解消し、学修・研究活動への影響を最小限に抑え、備えある留学生教育を進めていきたいと考えております。

３）その他、優秀な人材育成のための事業 上記１）の常時の事業、及び２）の臨時の事業に加えて、留学生が「神戸大学で学び、研究してよかった」と思える神戸大学独自の特徴を出すための事業を想定しています。

趣旨をご理解の上「神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金」にご支援をいただきたくお願い申し上げます。

2020 年 10 月 31 日

神戸大学長　武田　廣

神戸大学 国際担当理事・副学長　吉井　昌彦

神戸大学 国際教育総合センター長　河合　成雄

神戸大学 西日本留学生同窓会 会長　陳　林

神戸大学 東日本留学生同窓会 会長　ビーラッパン・ビーラスレクシュマル

募 金 要 項

■募金名称

神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金

■募集期間

事業を安定して継続するため、終期を設けていません。

■寄附額

口数、金額に関わらずお受けいたします。

■募金目標

奨学金事業として、毎年度 200 万円以上（20 名以上の留学生に奨学金として 10 万円を給付）を目標とします。災害時の支援事業等の目標額は定めません。

■寄附の方法

1．インターネット申込みによるご寄附　https://www.office.kobe-u.ac.jp/kikin/index.html

神戸大学基金のウェブサイトから申込みが可能です。クレジットカード決済、インターネットバンキング決済、金融機関でのお振込みのいずれかをお選びいただけます。

クレジットカード決済の場合は、振込手数料は不要です。

2．払込取扱票によるご寄附

所定の払込取扱票（赤色 4 連式）に住所、電話番号、氏名（フリガナ）、金額等の必要事項をご記入の上、金融機関の窓口または郵便局の払込機能付き ATM にてお振込みください。

三井住友銀行、みずほ銀行、みなと銀行、りそな銀行を利用いただきますと振込手数料は不要です。注※ゆうちょ銀行、郵便局（ＡＴＭ）において現金でお振込みいただく場合は、別途加算料金110円が、寄附者様のご負担となりますのでご留意願います。

3．ご不明な点は下記お問合せ先にご連絡ください。

■（日本における納税者の方へ）寄附金の税制上の優遇措置

1．当寄附金は、税制上の優遇措置を受けることができます。ご入金いただきますと「寄附金領収書」をお送りします。「寄附金領収書」は確定申告等に必要となりますので、大切に保管してください。

2．＜寄附者が個人の場合＞

・所得税の優遇措置：所得控除

寄附金額（その年の総所得金額等の 40％を上限とする。）から 2,000 円を引いた額が、所得税の課税所得から控除されます。「寄附金領収書」を添えて所轄税務署に確定申告してください。

・住民税の優遇措置：神戸大学を寄附金控除の対象法人として条例で指定している都道府県（兵庫県、神戸市）にお住まいの方は、個人住民税の控除を受けることができます。控除率は、都道府県・市区町村あわせて最大10％です。詳細な控除率は総務省ホームページ（個人住民税の寄附金税制の概要）をご覧ください。個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、自治体に申告をお願いいたします。

3．＜寄附者が法人の場合＞

寄附金の全額を損金算入できます。

■銘板

個人で 10 万円以上、法人・団体で 100 万円以上（いずれも累積額）でご寄附いただいた方には、お名前または法人・団体名を神戸大学グローバル教育センターの銘板に刻み、末永く顕彰させていただく予定です。

お問合せ先

〒 657 － 8501　神戸市灘区六甲台町 1 － 1
神戸大学学務部 国際交流課総務会計グループ
電　　話：078 － 803 － 5265
E メール：stdnt-ryusoumu@office.kobe-u.ac.jp
受付時間：平日 9：00 ～ 17：00